

(別紙)

本件に関する当社の確認内容

○「金品受取り問題に関する修正申告時の追加納税考慮分」

2018年秋ごろ、金品受取り問題に関し修正申告及びそれに伴う追加納税を行うこととなった役員に対し、役員を退任後、嘱託等報酬額を決定する際に、修正申告時の追加負担を考慮する旨の方針を決定していることを確認しました。

また、この方針に基づき、2019年7月から10月まで、1名の退任役員に、嘱託等報酬が支払われていることを確認しました。

「金品受取り問題に関する修正申告時の追加納税考慮分」

- ・支給期間：2019年7月～2019年10月
- ・対象者：1名
- ・支給総額：120万円

○「過去の経営不振時の役員報酬削減考慮分」

2016年4月に、大幅な報酬返上を行っている役員に対し、その労苦を踏まえ、役員を退任後、嘱託等報酬額を決定する際に、役員報酬のカット分を一定程度考慮する旨の方針を決定していることを確認しました。

また、この方針に基づき、2016年7月から2019年10月まで、合計18名の退任役員に、嘱託等報酬が支払われていることを確認しました。

「過去の経営不振時の役員報酬削減考慮分」

- ・支給期間：2016年7月～2019年10月
- ・対象者：18名（上記1名を含む）
- ・支給総額：約2.6億円

以上